

佐倉市家庭用防犯カメラ等設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全で安心なまちづくりを推進するため、家庭で犯罪の防止のための防犯カメラ等を設置することに対し、佐倉市家庭用防犯カメラ等設置事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ等 防犯カメラ及び人感センサーライトをいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の予防及び抑止を目的として、屋外に継続的に設置され、画像を撮影し、記録する機能を有するもの（録画機能付きのドアホン等を除く。）をいう。
- (3) 人感センサーライト 犯罪の予防及び防止を目的として、屋外に設置され、動きや熱を感知する機能を有し、自動で点灯し、自動で消灯するものをいう。
- (4) 映像データ 防犯カメラにより撮影された映像を保存したものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 自ら居住するために用いる市内の一戸建ての住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含み、共同住宅を除く。以下同じ。）に防犯を目的として防犯カメラ等を設置する者であること。
- (3) 補助金の交付を受けようとする者が住宅の所有者でない場合は、防犯カメラ等を設置することについて所有者の同意を得ている者であること。
- (4) 同一の住宅が、この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (5) 補助対象者及びその世帯員について、本市に納付すべき税を滞納していないこと。
- (6) 補助対象者及びその世帯員について、いずれも佐倉市暴力団排除条例（平成23年条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- (7) 第7条第2項第5号に規定する誓約書で定める誓約事項を遵守すること。

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 防犯カメラの設置のうち、次に掲げる事項を満たすもの
 - ア 設置場所が住宅の敷地内であること。
 - イ 撮影範囲が住宅の敷地内であり、近隣住民等のプライバシー保護に留意していること。ただし、やむを得ず住宅の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅その他の物の所有者又は使用者に事前に説明を行い、同意を得ていること。
- (2) 人感センサーライトの設置のうち、次に掲げる事項を満たすもの。
 - ア 設置場所が住宅の敷地内であること。
 - イ 道路に向けて設置する場合は、歩行者や通行車両による影響や感知範囲を考慮すること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和7年7月1日以後に購入した防犯カメラ等についてのその購入及び取付工事に要する経費とする。ただし、次の経費を除く。

- (1) 防犯カメラ等の設置場所に関する既存設備の撤去又は移設に要する経費
- (2) 防犯カメラ等の維持管理及び保守管理に要する経費
- (3) 映像データを保存するためのスマートフォン、タブレット及びパソコンの購入に係る経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、一の住宅につき2万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の住宅につき1回限りとする。

(補助金の交付申請及び請求)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が提出しなければならない規則第3条第1項に定める申請書、規則第13条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書及び規則第16条第1項に定める請求書は、佐倉市家庭用防犯カメラ等設置事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（別記様式第1号）とする。

2 佐倉市家庭用防犯カメラ等設置事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書には、次に掲げる書類等を添付するものとする。

- (1) 防犯カメラ等の設置に係る領収書及び内訳の分かる明細等
- (2) 防犯カメラ等の概要が分かるカタログ等
- (3) 防犯カメラ等の設置後の写真
- (4) 防犯カメラ等を設置する住宅の全体写真
- (5) 同意書兼誓約書（別記様式第2号）
- (6) 申請者が防犯カメラ等を設置する住宅の所有者でない場合は、防犯カメラ等の設置に係る住宅所有者の同意書（別記様式第3号）

- (7) 申請者の本人確認書類の写し
 - (8) 補助金の振込先口座が確認できるものの写し
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 3 前2項に規定する書類の提出は、令和8年1月30日までに行わなければならない。

(交付の条件)

第8条 規則第5条第1項に定める交付の条件のうち防犯カメラの設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 防犯カメラの設置及び運用に当たっては、犯罪防止以外での使用を禁止し、特定の個人や建造物を撮影し、プライバシーを侵害することのないよう配慮すること。
- (2) やむを得ず敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る隣家等の使用者に事前に説明を行い、同意を得ること。
- (3) 録画された映像データから知り得た情報は外部に漏らさないこと。
- (4) 法令に基づく場合や捜査機関から犯罪捜査のため映像の情報提供を求められた場合は、映像提供に協力すること。
- (5) 防犯カメラの設置及び運用に関して苦情や問合せを受けた場合は、責任をもって誠実に対応すること。

2 規則第5条第1項に定める交付の条件のうち人感センサーライトの設置に関するものは、人感センサーライトの設置及び運用に関して苦情や問合せを受けた場合は、責任をもって誠実に対応することとする。

(交付の決定及び額の確定)

第9条 規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定の通知及び規則第14条に定める交付すべき額の確定の通知は、佐倉市家庭用防犯カメラ等設置事業補助金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書（別記様式第4号）によるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和7年6月30日決裁佐危第301号）

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。